

「信用格付業者向けの監督指針」のポイント

基本的考え方

- ・ 信用格付業者の業務の適切な運営を確保し、機能を適切に発揮させることを目指す。
- ・ 機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮。
- ・ 内閣府令に定めるとおり、「個別の信用格付」や「信用評価の方法」の具体的内容には関与しないよう、十分配慮。

監督上の評価項目と諸手続（主なもの）

体制整備義務

内閣府令で整備義務が明確化された項目ごとに社内規則等で対応方針等を適切に定め、それに沿って適切に対応しているか。
当該対応方針等の妥当性・実効性を検証し、必要に応じ見直しているか。

内閣府令では、グループ内の登録業者と
共同での体制整備を容認。



グループ内の「無登録業者」に体制整備を担わせることはできないことに留意。
(例：日本拠点は登録するが、米国本社は登録しないグループ)

外国法人の国外拠点が付与する
「非日本関連格付」は、金商法の対象外。



外国法人である登録業者は、「日本関連格付」を特定する手続を定めているか。
当該手続に従い、「日本関連格付」を適切に特定・明確化しているか。

(※) 「非日本関連格付」：国内証券会社等による勧誘を前提とする商品の格付ではなく、当該商品の発行者等も日本にない格付。

禁止行為

金商法・内閣府令の禁止行為に抵触しないよう、必要な確認を行う態勢となっているか。

グループ内の「無登録業者」が付与した
格付を、自社が付与したようにする場合
→「名義貸し」に該当する可能性。



グループ内の「無登録業者」が関与した格付でも、登録業者が業務の適切性等を
検証し、問題ないことを確認した上で決裁等をする場合
→「登録業者が付与した」と認められることに留意。

(例：登録業者が属するグループの第三国拠点（無登録）が関与した格付)

諸手続

登録審査においては、申請者の業務管理体制が、その業務の特性等に応じた適切なものとなっているか等を確認する。

外国法人が登録を受ける場合
→ 国内拠点の設置義務



外国法人である登録業者は、国内拠点の役職員が業務状況を把握し、適切に説明
できる必要があること等に留意。

外国法人である登録業者は、内閣府令
において、当局の承認を受ければ、
体制整備義務の一部を適用除外



外国法人である登録業者への「適用除外承認」に当たり、たとえば、以下に留意。
【「ローテーション・ルール」の適用除外の場合】

- ・ 申請者が、格付プロセスを適切に構築しているか。
- ・ 申請者が、担当者の固定化の防止措置を講じているか。

(参考) 格付会社規制のポイント

改正金融商品取引法（21年6月成立）

登録制の導入

一定の要件（適切な体制の整備等）を満たす格付会社は「登録を受けることができる」制度を導入。

(※) 外国法人が登録を受ける場合
→ 国内拠点の設置義務

証券会社等が無登録業者の格付を用いて勧誘する場合、「無登録業者の格付であること」等の説明を義務付け。

登録業者（信用格付業者）への主な規制

誠実義務

体制整備義務

・ 格付プロセスの品質管理 等

禁止行為

・ 名義貸しの禁止
・ 密接関係者への格付提供の禁止
・ 格付・コンサルティングの同時提供の禁止 等

情報開示義務

・ 適時の情報開示（格付付与の方針等）
・ 定期的な情報開示（説明書類等）

(※) 当局による報告徴取・立入検査・行政処分権限も整備。

改正内閣府令（21年12月公布）

体制整備義務の細目（主なもの）

格付プロセスの品質管理

・ 専門的知識・技能のある人員の確保
・ 格付行為に用いる情報の質の確保
・ 格付付与の方針の妥当性・実効性の検証
・ 付与した格付のモニタリング 等

ローテーション・ルール

・ 格付アナリスト等の定期的な交代

監督委員会

・ 外部人材を含む合議体の設置
(→体制整備義務の遵守を確保)

法令等遵守

(※) グループ内の他の登録業者と共同での体制整備も容認。

(※) 外国法人である登録業者の特例

（国外拠点で、現地法の下で十分な体制を整備している場合、「ローテーション・ルール」や「監督委員会の設置」等を適用除外。
(当局による個別承認)

配慮規定

当局は、「個別の信用格付」や「信用評価の方法」の具体的内容には関与しないよう、配慮。

